

Weekly コラム

平成 27 年 3 月 10 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

ふるさとという名の隠れ蓑

最近、一段と人気が高まっている「ふるさと納税」。総務省によりますと、スタートした平成 21 年に約 73 億円だった寄附金の総額は、25 年には約 130 億円にまで膨らんでおり、制度の利用者も 21 年の約 3 万 3000 人から約 10 万 6000 人に増加しております。

そのふるさと納税が今年度、税制改正により拡充されます。大きな変更点は 2 つ。1 つ目は、2014 年度までは確定申告をしないと控除を受けることができなかったのですが、ある条件を満たす場合には確定申告の必要がなくなります。その適用条件というのが、元々確定申告する必要がないサラリーマンなどの人で、ふるさと納税の寄附先が 5 か所までの人です。2 つ目は、税金が控除される寄附の上限額が 2 倍になります。寄附の上限額の目安は自分が納めている住民税の約 2 割です。例えば、主婦の妻と高校生の子ども 1 人の年収 800 万円のサラリーマンですと約 6 万円が上限ですが、今年度からは約 12 万円になります。そして、控除額の上限は、収入や扶養家族がいるかどうかの家族構成に加え、社会保険控除、住宅ローン控除や医療費控除など、すでに受けている控除の額によって変わりますので注意が必要です。

では、なぜ今年度から税制改正がなされたのでしょうか。それは春に控えた統一地方選をにらんで地方への配慮を強める思惑があるからだと考えられます。去年の 6 月に政府がまとめた成長戦略では、地方経済の活性化を目的とした「ローカルアベノミクス」の新語も登場するなど、安倍政権はアベノミクス効果を全国に波及させ、地方活性化に重点を置く姿勢を強調したいようです。また、政府は消費税を 10% にするという目標もありますので、このふるさと納税の拡充により、そのガス抜きをしようという思惑もあるようです。

上記のことを考えますと、今年度からの「ふるさと納税」は甘い蜜を吸える段階にあります。しかし今後は、そうはいきません。その理由はふるさと納税が普及すればするほど、財務省の利権が縮小していきますので、財務省は権力維持の為に、「ふるさと納税」にメスを入れる可能性があるからです。ですので、そういった規制がされる前に節税にもなり、応援したい地域の特産品ももらえる、「ふるさと納税」を始めてみてはいかかでしょうか。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。